

平成 29 年 1 月 5 日

資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課
LP ガス・パブリックコメント担当 様

日本生活協同組合連合会

**「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案」等の制定に関する意見**

1. 今回の省令等の一部改正及び「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（案）」の内容を支持します。消費者の立場から、この内容が後退することがないように、強く要望します。

家庭用 LP ガスにおける料金透明化、取引適正化などをめぐって、様々な問題が指摘されてきた中、日本生協連をはじめ、これまで消費者団体から強く要望してきた国による LP ガス小売営業における指針（ガイドライン）が提案されたことは、画期的なことです。また、その内容についても、この間、消費者の立場から要望してきた項目を多く盛り込んでおり、高く評価できるものです。

とりわけ、標準的な料金メニュー等の公表、液石法第 14 条に定める書面を交付するときの説明、料金を変更する際の一般消費者等に対する事前通知などを「必要である」と表現したことは、きわめて重要であり、この表現が後退しないことを強く要望します。

2. 今回の指針（ガイドライン）について、家庭用 LP ガス販売事業者を対象に、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化を図っていくためには、国が制定した指針が実際に守られているかどうかを定期的に調査していく必要があります。そうした意味で、このたび資源エネルギー庁が、全国の LP ガス販売事業者（約 2 万社）を対象に、標準的料金公表の状況や今後の予定などを含むアンケート調査「平成 28 年度石油製品需給適正化調査・石油ガス地域販売業実態調査」を実施するとしたことは、高く評価されます。調査結果を可能な限り具体的に公表するとともに、引き続き、定期的に指針の遵守状況を調査することを要望します。

3. 指針の遵守状況で不十分な結果が出た場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）の改正を含め、より強い措置をとることを要望します。

家庭用 LP ガスの料金透明化、取引適正化にあたっては、全国 LP ガス協会が「LP ガス販売指針」を出していたにも関わらず、情報公開や取引適正化が進まず、原油安の状況時にも小売価格が下がらないといった下方硬直性、消費者が販売事業者を変更するにあたり、消費者トラブルになる事例が絶えないなど、様々な問題が続いていました。

指針の内容が遵守されず、これらの問題が解消されなければ、より強い措置が必要と考えられます。指針の中にも「取り組むべき事項は、今後の液化石油ガスの取引の実態や一般消

費者等との取引を巡るトラブルの発生状況を踏まえつつ、適時適切に見直しを行っていく」と明記されていますが、指針の見直しでは限界がある事態も想定されます。そうした際には、液石法の改正を含めたより強い措置をとることを要望します。

以上